

	文書分類	回 覧 処 分				
	M・5・1・8	会 長	副 会 長	事 務 局 長	係 長	係 員
月 日	保存種別					
	永 久					

川崎町農業委員会

10月総会議事録

期 日 令和元年10月10日(木)

場 所 川崎町役場2階入札室

令和元年10月10日開催、川崎町農業委員会総会を川崎町役場2階入札室に招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後7時00分

2、出席委員(12人)

1番	土田 大作	2番	高山 富昭	3番	田所 義信
5番	西山 一郎	6番	政時 修	7番	松江 英幸
8番	大内田峰夫	9番	谷 照明	10番	原 健治
11番	原口 友博	12番	横田裕子	13番	山下 理江

3、欠席委員(1人)

4番	中村 明
----	------

農地利用最適化推進委員

鍋藤 清隆	木下 重光
松崎 政臣	川根 節生
中島 隆	奥 俊英

4、本会事務局 事務局長 中野新吉郎 係長：林勇 主事：北代省吾

5、事務局長開会あいさつ

議事日程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 第7番 ●●委員 第8番 ●●委員

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 2件

議案第2号 非農地証明について 1件

報告第1号 合意解約について 3件

その他

事務局 みなさんこんにちは、定刻になりましたので、10月の農業委員会総会を始めたいと思います。本日は、13名中、12名の出席であります。定足数に達していますので、総会が成立しております。ただいまから総会を開催します。

それでは、議事を行いたいと思います。議長は会議規則第4条の規定により会長に議事進行をお願いしたいと思います。

それでは、議長お願いします。

議長 (挨拶)

それでは議題に入る前に議事録署名人を指名させていただいてもよろしいですか。

農業委員 はい。

議長 それでは7番委員の●●委員さんと8番委員の●●委員さんよろしくお願いいたします。

議案第1号の番号1と報告第1号の番号1は、関連した内容となっておりますので、報告第1号の番号1を先にさせていただきます。それでは事務局説明をお願いいたします。

事務局 先ほど議長が言われたとおり、議案第1号の番号1と報告第1号の番号1が関連していますので報告第1号の番号1を先に説明させていただきます。11ページをお開きください。当該農地所有者の●●さんは現在千葉県に居住にしており、川崎町に所有している農地を処分したいということで、賃借人の●●氏と協議し合意解約することとなりました。朗読いたします。賃借人住所、千葉県●●番地、氏名、●●、賃借人住所、川崎町●●番地、氏名、●●、相続人、●●、土地の所在、大字川崎●●、地目、田、地積、2073㎡、他3筆で、合計5,993㎡、申請理由は土地譲渡の為です。契約期間は平成28年11月20日から平成31年11月19日までの3年間になります。権利の種類は、農業経営基盤強化促進法による賃借権です。2ページに位置図、3ページに航空写真を添付しております。確認をお願いします。以上です。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりましたが、

質疑のある方は挙手をお願いいたします。ないようですので次に移ります。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局は説明をお願いします。

事務局

農地法第3条第1項の規定による許可申請についての番号1について説明いたします。1ページをお願いします。譲渡人の●●氏が先ほどの●●氏に譲渡の話を持ちかけましたが、断られたそうで、その後探していたら、●●さんが遠い親戚になるそうで話をしたところ、承諾を得たとのことです。

朗読いたします。譲受人住所、川崎町大字川崎●●番地、氏名、●●、年齢、●●歳、家族構成、●●人、農主、●●人、農従、●●人、耕作面積のうち自作地、●●㎡、小作面積、●●㎡、計●●㎡、農機具の状況は一式あります。譲渡人住所、千葉県●●番地、氏名、●●、年齢、●●歳、家族構成、●●人、農主●●人、農従●●人、耕作面積、自作地●●㎡、小作地●●㎡、計●●㎡です。農機具の状況はなしです。土地の所在、大字川崎字野中●●番、地目、田、地積、2073㎡、他3筆で、合計5,993㎡です。通作時間は車で2分、申請理由は贈与であります。当地は農地法第3条第2号各号には、該当しないため、許可要件はすべて満たすと考えます。2ページに位置図、3ページに航空写真を添付しております。10月2日に●●農業委員と、●●推進委員と現地を確認しました。以上です。

議長

ありがとうございます。それでは現地確認をいたしました、●●農業委員は補足説明をお願いいたします。

●●委員

10月2日に現地確認をしました。●●さんは現在も自身の田を耕作しておりまして、意欲のある方ですので、問題はないと思われます。

議長

ありがとうございます。それでは質疑のある方挙手をお願いします。ないようですので、お諮りします。議案第1号番号1について、原案通り賛成の方は挙手をお願いします。(賛成多数)賛成多数ですので、議案第1号番号1の農地法第3条第一項の規定による許可申請について原案のとおり承認いたします。

議長 続きまして、議案第1号番号2の農地法第3条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第1号番号2の農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。譲渡人の、●●さんは千葉県に居住しており、農地を譲渡したいということで譲渡人を探していたところ、以前賃借していた、●●さんから快諾があったということです。朗読いたします。譲受人住所、川崎町●●番地の1、氏名、●●、年齢、●●歳、家族構成、●●人、農主、●●人、農従、●●人、耕作面積のうち自作地、●●㎡、小作面積、●●㎡、計●●㎡、農機具の状況はトラクターと耕運機があります。譲渡人住所、千葉県●●番地、氏名、●●、年齢、●●歳、家族構成、●●人、農主●●人、農従●●人、耕作面積、自作地●●㎡、小作地●●㎡、計●●㎡です。農機具の状況はなしです。土地の所在、大字安真木●●番地、地目、田、地積、1184㎡、他7筆で、合計6245㎡です。通作時間は車で1分、申請理由は贈与であります。5ページに位置図、6ページに航空写真を添付しております。当地は、今年の豪雨により一部に土砂が入り込んでおりますが、カボチャを中心とした野菜を耕作していくということです。10月2日に●●副会長と、●●推進委員と現地を確認しました。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは現地確認をいたしました、●●推進委員は補足説明をお願いいたします。

●● 委員

10月2日に事務局と●●副会長と譲受人の●●さんと現地でいろいろと確認いたしました。この場所は荒平の奥のほうであります。この田は以前に●●さんが小作をしておりましたが、先ほど説明があったように豪雨によって大量の土砂が流れ込んで以来、耕作できないということで一度解約しましたが、この譲渡人が千葉県に在住しており、また高齢であるということで、この土地を管理できないため、いろいろ中間に人を入れて模索されていたようです。そこで、以前耕作されていた●●さんが作ると手をあげました。今回は贈与という形ですね。以前の例もありますので、立ち会いの際に、間違いなく耕作するのか念を押して話をしたところ、少しずつではあるが土砂を取り除いて野菜を栽培していきたいと積極的な回答をいただきました。したがって、今後推移を見守っていく必要がありますが、本人の意欲はあるようでした。黒木の方に小作をしている農地がありましたが、その農地は草が生えておりました、この土地も管理していないのに新たに農地を増やしても大丈夫か確認をしていたところ、現地確認の日にはきれいに草刈り等をしており、これも合わせて耕作していくということでしたので、慎重審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長

ありがとうございます。ただいまの事務局の説明と推進委員の補足説明がありましたが、質疑のある方は挙手をお願いします。ないようですので議案第1号番号2の農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。（賛成多数）賛成多数のようですので議案第1号番号2の農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認とします。続きまして、議案第2号非農地証明についてに入ります。事務局説明をお願いいたします。

事務局

7ページをお願いします。朗読いたします。議案第2号非農地証明、番号1、申請者住所、添田町●●番地、氏名、●●、土地の所在、大字川崎●●番地、登記地目、田、現況、宅地、地積、838番地他2筆、合計1379㎡、申請理由は、40年以上前より宅地として利用しており、農地の復旧は困難であるということです。現地確認は10月2日に、●●副会長と●●推進委員にさせていただきました。申請地は当時、農地転用の義務を理解しないまま、家屋を建築し、また、資材置き場として利用させ、現在に至っております。8ページに位置図、9ページに航空写真、10ページに現況写真を添付しております。写真を確認をしていただくとわかるように、宅地及び雑種地となっており、農地への復元は困難と思われます。また平成3年よりまえから宅地として課税され、近隣の営農への影響はないことから非農地証明交付はやむを得ないと考えます。

議長

ありがとうございました。それでは現地確認をした●●推進委員は補足説明をお願いいたします。

●●委員

事務局が先ほど言いましたが、場所は西本町の藪ホンダの斜め前あたりになります。写真を見てわかるとおり、40年も50年も前よりこの状態であったと思われます。農地復旧は無理だと判断しました。

議長

ありがとうございます。それでは事務局の説明及び推進委員の補足説明に質疑のある方挙手をお願いします。ないようですので、お諮りします。議案第2号番号1について、原案通り賛成の方は挙手をお願いします。(賛成多数)賛成多数ですので、議案第2号番号1の非農地証明については原案のとおり承認いたします。

議 長 続きまして、報告第1号番号2農地法第18条第6項の規定による通知書(合意解約)について、事務局説明をお願いいたします。

事 務 局 12ページをお願いします。昭和24年に●●さんと●●さんの間で、永久小作権が結ばれておりましたが、今回、●●さんと●●さんで話し合いにより合意が成立しましたので、報告いたします。朗読いたします。番号2、賃貸人住所、川崎町●●5258番地、氏名、●●、相続人、●●、賃借人住所、川崎町●●番地、氏名、●●、相続人、●●、土地の所在、大字●●番、地目、田、地積2569㎡、他一筆です。申請理由は高齢の為ということであります。契約期間、昭和24年6月1日、権利の種類は、永久小作権であります。13ページに位置図、14ページに航空写真を添付しております。以上です。

議 長 ただいま事務局の説明が終わりましたが、報告第1号番号2について、質疑のある方、挙手をお願いいたします。ないようですので、報告第1号番号2、農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)を終わります。

議 長 続きまして、報告第1号番号3農地法第18条第6項の規定による通知書(合意解約)について、事務局説明をお願いいたします。

事 務 局 15ページをお願いします。賃借人の●●さんは、賃貸人の●●さんと、平成25年5月に5年間の利用権を結んでおりましたが、双方で話し合い合意が今回成立し、合意解約が提出されております。朗読いたします。番号3、賃貸人住所、川崎町●●番地、氏名、●●、賃借人住所、川崎町●●番地、氏名、●●、土地の所在、川崎町●●番、地目、田、地積、1814㎡他3筆、合計、5274㎡、申請理由は耕作をしにくいため、契約期間は平成27年5月20日～平成32年5月19日の5年間であります。権利の種類は、農業経営基盤促進法による賃借権であります。16ページに位置図と、17ページに航空写真を添付しております。確認をお願いします。以上です。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりましたが、報告第1号番号3について、質疑のある方、挙手をお願いいたします。ないようですので、報告第1号番号3、農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）を終わります。

議長 その他に入ります。

事務局 いつも総会で言わせていただいておりますが、農業新聞と農業者年金の加入推進をよろしくお願いいたします。活動記録簿の提出をお願いいたします。農地パトロールの集計面積が出ましたので報告します。遊休農地1が315,383㎡、遊休農地2が185,768㎡、合計501,151㎡であります。昨年、皆さんに意向調査を配布と回収をお願いしておりましたが、今年もよろしくお願いいたします。12月の総会までに皆さんにお渡ししますので、配布回収を1月31日までよろしくお願いいたします。別紙お配りしております、農業委員推進委員の研修日程ですが、この日程で決定しました。研修視察先は熊本グリーンファーム矢部という場所があります。もう3点あります。他県にて研修視察で昼食時に飲酒したと報道がありました。川崎町も今度研修視察がありますが、飲酒は禁止です。よろしくお願いいたします。2点目はトラクターやナンバープレートを付けてくださいと警察の方から指導がありましたので、農業者さんに指導のほどよろしくお願いいたします。役場の税務課でナンバーをもらってください。交付は無料ですが、税金が年金1000円程度かかります。3点目は、農繁期のときに泥が道路落ちていますが、落ちないようにして走るか、落としたら掃除をよろしくお願いいたしますとのことです。以上です。

●● 委員 (産廃の話)

事務局 来年より人農地プランの座談会等に参加していただくこととなっておりますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

●● 委員 人農地プランについてはJAとも十分に連携をとって業務を進めてください。

事務局 JAとも十分に連携をとって業務を遂行したいと思います。

議

長

そのほかありませんか。ないようですので本日の農業委員会総会を
閉会します。ありがとうございました。

閉会 午後20時10分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

7番委員 _____

8番委員 _____

議 長 _____